

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税2)(法人税:義)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。 延長:2年間 特別償却率: 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近12年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられることから、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、雇用の増大を図ることを目標とする。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第 30 条</p> <p>「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号、第 45 条第 1 項の表の第 1 号、第 68 条の 27、同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p> <p>「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。</p> <p>「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p> <p>「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」することが定められている。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>

8	有効性等	① 適用数等							
				適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)		
				製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター
			H21	42	2	0	1,836	34	0
H22	63	3	0	5,112	26	0			
H23	47	0	0	1,022	0	0			
H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—			
H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—			
H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—			
			<p>※ソフトウェア業はH21まで。H22よりコールセンター。 ※H24(見込み)についてはH21~23の3年平均で算出。 H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。 H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。 また、適用者数の内訳を見ると、平成23年度の実績のあった適用者数47件のうち、適用市町村は、37団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>						
② 減収額			平成21年度	5.6億円					
			平成22年度	15.4億円					
			平成23年度	3.1億円					
			平成24年度(見込み)	6.8億円					
			平成25年度(見込み)	7.5億円					
			平成26年度(見込み)	5.7億円					
③ 効果・達成目標の実現状況			<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~H23) 本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。 これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 また、本特例措置の延長により、平成26年度までの雇用増加人員は3,186人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待される場所である。 ※H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。 H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21~H23) 直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、過疎地域</p>						

			<p>の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>所期の目標であった「過疎地域の人口を 2015 年の将来推計人口以上にする」ということについて、平成 22 年度の租税特別措置等に係る政策の事前評価書における指摘を踏まえ、「過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る」という達成目標に変更した。実際、過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される本特例制度が、インセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられ、過疎地域における企業立地の促進及び雇用の増加という効果が確認された。また、測定指標についても、本特例措置による直接的な効果を確認できる指標とするため、今回、「過疎地域の人口」から「工場立地件数」と「雇用増加人員」に変更することにした。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を 2015 年の将来推計人口以上にする」という目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: H21～H23)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成 21 年度 5.6 億円、平成 22 年度 15.4 億円、平成 23 年度 3.1 億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21～H23)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成 21 年度 1,340 人、平成 22 年度 1,588 人、平成 23 年度 1,660 人となっており、税収減を是認するような効果があると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、過疎地域における減免措置による多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第 30 条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月

減収額積算根拠

(平成21年度)	561百万円
(平成22年度)	1,541百万円
(平成23年度)	307百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398

・平成21年度減収額

$$\begin{array}{r} 1,869,658 \\ \text{(特別償却実績額)} \end{array} \times \begin{array}{r} 0.300 \\ \text{(法人税率)} \end{array} = 560,897 \quad \text{(千円)}$$

・平成22年度減収額

$$\begin{array}{r} 5,138,310 \\ \text{(特別償却実績額)} \end{array} \times \begin{array}{r} 0.300 \\ \text{(法人税率)} \end{array} = 1,541,493 \quad \text{(千円)}$$

・平成23年度減収額

$$\begin{array}{r} 1,022,398 \\ \text{(特別償却実績額)} \end{array} \times \begin{array}{r} 0.300 \\ \text{(法人税率)} \end{array} = 306,719 \quad \text{(千円)}$$

減収見込額積算根拠

(平成24年度見込み)	683百万円
(平成25年度見込み)	751百万円
(平成26年度見込み)	565百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度(見込み) ※平成21年度～23年度平均	479	2,676,789
平成25年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	519	2,945,832
平成26年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	478	2,215,006

・平成24年度減収見込額

$$2,676,789 \times 0.255 = 682,581 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成25年度減収見込額

$$2,945,832 \times 0.255 = 751,187 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成26年度減収見込額

$$2,215,006 \times 0.255 = 564,827 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)